

ケアハウスサンホームみやこ管理運営規程

(事業の目的)

第1条 この規則は「ケアハウスサンホームみやこ」(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、職務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の管理運営については、施設が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう配慮するものとする。

(入居定員)

第3条 施設の入居定員は18名とする。

(入居資格)

第4条 年齢は原則として60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。

- 2 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢者等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- 3 伝染性疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。
- 4 各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- 5 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

(職員の職種及び員数)

第5条 職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 施設長(兼務) | 1人 |
| (2) 生活相談員 | 1人 |
| (3) 介護職員 | 1人以上 |
| (4) 調理員 | 1人 |

2 前項の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第6条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長
事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員

利用者及び家族の相談に応じるとともに、入居者に提供するサービスに関する計画に沿った支援が行われるよう、施設内の職員の業務調整と、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)や市町村等との連携において必要な役割を行う。

(3) 介護職員

サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な支援を行う。

(4) 調理員

食事サービス提供にあたり、調理業務等を行う。

(入居)

第7条 入居を希望する者は、次にあげる書類を施設長に提出しなければならない。

(1) 入居申込書

(2) 住民票

(3) 所得証明書

(4) 身元保証人届

(5) 健康診断書

2 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の申込があった日から14日以内に入居の可否について連絡をするものとする。

3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、この規程の内容についても詳細を入居申込書に説明するものとする。

(利用料)

第8条 入居者は、利用料として別表2に定める月額利用料を翌月分として、毎月10日迄に施設長の指定する方法で支払うものとする。

2 入居または退居に伴って、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によるものとする。

3 利用料の支払方法は、自動引き落とし、振り込み、現金による支払のいずれかとし入居時に施設長と入居者で決定するものとする。

4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に申請をするものとする。

(専用居室)

第9条 居室の清掃、日常的な維持管理については入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

2 居室に於いて、練炭、火鉢、石油ストーブ等の火気類の使用を安全面から禁ずる。

(共用施設・設備の利用等)

第10条 共用施設・設備の利用時間や生活ルール等は、第24条に定める運営懇談会で協議の上決定するものとする。

2 入居者は、共用施設・設備等専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。

3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は職員が行うものとする。

(相談、助言)

第11条 職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス機関等との十分な連携を図りその有効な利用について、積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

第12条 施設は入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスと高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。

2 食事の時間は次のとおりとする。

(1) 朝食 午前7時 ～ 午前8時

(2) 昼食 午後12時 ～ 午後1時

(3) 夕食 午後5時 ～ 午後7時

3 欠食を希望する場合は、予め欠食する旨を3日前に連絡をした場合、食事を提供しなくてもよいものとする。

4 食事の場所は原則として食堂とする。ただし、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬をし、且つ、原則として前項に掲げる食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事を摂ることは差し支えない。

5 食事のメニューは7日前までに1週間分を入居者に明示するものとする。

(入浴準備)

第13条 入浴の準備は職員が行うものとする。

2 入浴は、午前8時30分から午後6時00分迄とする。

3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意する。

4 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(緊急時の対応)

第14条 入居者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

3 前項の場合、入居者が予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(在宅サービス等の利用)

第15条 入居者が身体状況の変化等によって、日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。

2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は施設では負わない。

3 第1項に伴う費用は入居者の負担とする。

(自主活動への協力)

第16条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。

3 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(保健衛生)

第17条 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。

2 入居者の健康保持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。

3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

(外泊)

第18条 入居者は、外泊するときには事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとする。

(部外者の利用)

第19条 外来客を専用居室に宿泊させる時は、予め施設長に届け出るものとする。

2 一時的な疾病による看護または介護が必要になったため、近親者等を居室に宿泊させる場合は、施設長に届け出るものとし、施設長と入居者との相談のうえ、その期間を定める。

3 希望する日の3日前迄に施設長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとする。ただし、実費として別途定める食事代を負担する。

(災害、非常時への対応)

第20条 消火設備、非常用放送設備等、非常災害時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者も参加した避難訓練を年2回以上実施するものとする。

2 入居者は健康上または、火災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員迄事態の発生を知らせる。

(小動物の飼育)

第21条 入居者は、専用居室において小鳥、観賞魚等以外の動物の飼育を禁ずる。

(政治・宗教活動の禁止)

第22条 施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。

- 2 入居者は専用居室以外場で、一切の政治活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(入居者心得)

第23条 施設は、別に定める入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を充分周知徹底しなければならない。

- 2 バルコニーは他の入居者のプライバシーに充分注意して利用するものとする。
- 3 テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における使用は、他の入居者の迷惑にならないよう、音量を下げて使用すること。
- 4 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退居時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は入居者が負担するものとする。

(運営懇談会)

第24条 入居契約書第4に基づき、運営懇談会を設置するものとする。

- 2 運営懇談会の設置・運営については別に定める運営懇談会細則によるものとする。

(身体拘束の禁止)

第25条 施設は、サービスの提供にあたって、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の施設職員への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 施設職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(虐待防止に関する事項)

第26条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（改正の手続き）

第26条 この規則を改正、廃止しようとするときは、予め運営懇談会で意見を聴いたうえ、社会福祉法人若竹会理事長の決裁を経るものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

- 1 第12条第3項及び第5項の条文を改正する。
- 2 第13条第2項の条文中、「24時間出来るものとする。」を「午前8時30分から午後6時00分迄とする。」に改める。
- 3 この規則は、平成12年3月15日から施行する。

附 則

- 1 第5条の見出し「(職員)」の次に「の職種及び員数」の文言を加える。
- 2 第5条第1項の条文を改正するとともに第2項の条文を設ける。
- 3 第25条の条文中、「の意見を聴くものとする。」を「意見を聴いたうえ、社会福祉法人若竹会理事長の決裁を経るものとする。」に改める。
- 4 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第5条の条文中の「概ね次のとおりとする。」を「次のとおりとする。」に改める。
- 2 第5条(3)の「介護職員 1名」を「介護職員 1名以上」に改める。
- 3 第7条第3項の条文中、「入居契約書(別紙1)」を「入居契約書」に改める。
- 4 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第6条の見出し「(職務)」を「(職員の職務)」に改め、第6条の条文を改正し、職員の職務(1)施設長、(2)生活相談員、(3)介護職員、(4)調理員の職務をそれぞれ設ける。
- 2 この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

- 1 第5条(4)調理員の定数を「1人」から「(委託)」に改める。

2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 第5条(4)調理員の定数を「(委託)」から「1名」に改める。

2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 第25条「身体拘束の禁止」及び第26条「虐待防止に関する事項」に係る条項を加える。

2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。